

堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康づくりに関する取組等を実施する企業、商店、飲食店等の事業所、団体等（以下これらを「事業所等」という。）を堺市健康づくりパートナー（以下「健康づくりパートナー」という。）として登録し、その取組等について広く情報発信するとともに、健康づくりに関する市の施策を事業所等との協力関係のもとに推進することを目的として実施する堺市健康づくりパートナー登録事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(登録の資格)

第2条 健康づくりパートナーとして登録を受けることができる事業所等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業所等で、次項各号に掲げる健康づくりに関する取組等のいずれかを現に実施し、又は登録後に実施する意思を有しているものとする。

- (1) 事業所等の所在地が本市の区域内にあること。
- (2) 法令に定めのない医業類似行為を行うものでないこと。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）等の法令の規定に適合しない食品、医薬品等の販売等を行うものでないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営むものでないこと。
- (5) 宗教活動又は特定の政治活動を目的としたものでないこと。
- (6) がん検診の実施機関でなく、かつ、がん検診の普及を設立目的としたものでないこと。
- (7) 法人にあっては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この号において「暴力団密接関係者」という。）に該当しないものであり、個人にあっては暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないものであること。

2 本事業において、事業所等が実施する健康づくりに関する取組等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事業所等の従業者（その家族を含む。）及び構成員（次号においてこれらを「従業者等」という。）並びに顧客等に対して、健康づくり、がん予防等に関する正しい知識の普及及び啓発に努めること。
- (2) 従業者等及び顧客等に対して、特定健康診査の受診の勧奨に努めること。
- (3) 事業所等の事務所、店舗等（次号において「施設」という。）における受動喫煙防止の対策を講じること。
- (4) 飲食物の提供を目的とする施設における食環境の整備推進（メニューの栄養成分表示及び

ヘルシーメニューの提供をいう。)に努めること。

(登録の申込み)

第3条 健康づくりパートナーとして登録を受けようとする事業所等は、堺市健康づくりパートナー登録申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、健康づくりパートナーの登録は、本市のホームページ内に設けられた本事業に係る登録申込みの画面に所定の事項を入力し、送信する方法により申込みをすることができる。

(登録の審査及び決定)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査のために必要があると認めるときは、当該申込者の協力を得て、申込みに関する事項について調査し、又は資料等の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録の決定をした事業所等については、健康づくりパートナーとして登録の上、当該申込者に対し、堺市健康づくりパートナー登録証(様式第2号)を交付する。

(取組等の紹介、周知等)

第5条 市長は、健康づくりパートナーが実施する健康づくりに関する取組等の事例について、本市のホームページ等に掲載して紹介し、広く市民及び企業等への周知に努めるものとする。

(取組等の支援)

第6条 市長は、健康づくりパートナーによる健康づくりに関する取組等を支援するため、第4条第3項の規定により健康づくりパートナーとして登録した事業所等(以下「健康づくりパートナー登録事業所等」という。)に対し、その実施する取組等に応じた有益な情報を提供するものとする。

(商品等への表示)

第7条 健康づくりパートナー登録事業所等は、自己の商品パッケージ、広告等において、健康づくりパートナーである旨の表示をすることができる。

2 健康づくりパートナー登録事業所等は、商品販売、サービス提供その他の営業活動に当たって、健康づくりパートナーであることを利用した営業活動(前項の表示を除く。)を行ってはならない。

(登録変更の届出)

第8条 健康づくりパートナー登録事業所等は、その登録の内容に変更があったときは、速やかに、堺市健康づくりパートナー登録変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録廃止の届出)

第9条 健康づくりパートナー登録事業所等は、その登録を廃止しようとするときは、堺市健康

づくりパートナー登録廃止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の取消し）

第10条 市長は、健康づくりパートナー登録事業所等が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 第7条第2項の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定により廃止の届出があったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりパートナーとして適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、堺市健康づくりパートナー登録取消通知書（様式第5号）により、当該健康づくりパートナー登録事業所等に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた事業所等は、速やかに、堺市健康づくりパートナー登録証を市長に返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

堺市健康づくりパートナー登録申込書

年 月 日

堺市長 殿

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

（申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印を
してください。）

堺市健康づくりパートナーの登録について、堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

事業所等の名称		
所在地		〒
担当者		
電話番号・ファックス番号		
電子メールアドレス		
健康づくり に関する取 組等 ※実施して いる（又は 実施する 意思を有 している） 取組等に チェック を入れて ください。	健康づくり、がん 予防に関する知識の 普及啓発	<input type="checkbox"/> 市が作成する健康づくりに関するポスター、リーフレット等の掲示又は配布 <input type="checkbox"/> 市が主催又は共催する健康づくりに関する普及啓発活動への協力 <input type="checkbox"/> 従業者等に対する健康づくりに関する知識普及及び推進 <input type="checkbox"/> 従業者等に対するがん予防に関する知識普及及びがん検診の受診勧奨
	特定健康診査の 受診勧奨	<input type="checkbox"/> 従業者等に対する特定健康診査の受診勧奨
	受動喫煙防止	<input type="checkbox"/> 施設内禁煙 <input type="checkbox"/> 施設内分煙
	食環境の整備推進	<input type="checkbox"/> メニューの栄養成分表示 <input type="checkbox"/> ヘルシーメニューの提供
	その他	<input type="checkbox"/> その他の取組 （ ）
堺市ホームページへの掲載希望		希望する ・ 希望しない

申込みに当たっては、次の内容をご確認の上、□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 当社（当団体）は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、当社（当団体）の役員は、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。

堺市健康づくりパートナー登録証

様

堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり堺市健康づくりパートナーとして登録したことを証します。

記

- 1 所在地
- 2 事業所等の名称
- 3 代表者氏名

年 月 日

堺市長

印

様式第3号（第8条関係）

堺市健康づくりパートナー登録変更届

年 月 日

堺市長 殿

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

（申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）

堺市健康づくりパートナーの登録内容の変更について、堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	登録変更年月日	
	登録内容の変更点	
連絡先	担当者	
	電話番号・ファックス番号	
	電子メールアドレス	

様式第4号（第9条関係）

堺市健康づくりパートナー登録廃止届

年 月 日

堺市長 殿

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

（申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）

堺市健康づくりパートナーの登録の廃止について、堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱第9第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	登録廃止年月日	
	登録の廃止の理由	
連絡先	担当者	
	電話番号・ファックス番号	
	電子メールアドレス	

様式第5号（第10条関係）

堺市健康づくりパートナー登録取消通知書

年 月 日

様

堺市長

印

堺市健康づくりパートナー登録事業実施要綱第10条第2項の規定により、堺市健康づくりパートナーとしての登録を取り消したので通知します。